

(太枠内を記入してください。)

土地区画整理法第76条の規定による許可申請書(正)									
年 月 日									
(申請先)茨木市長									
申請者 住所 氏名 ㊟									
申請位置		(街区 画地)							
事業の名称		敷地面積		m ²					
建築物		新築・増築・改築		工作物		新設・増設・改設			
用途及び棟数				種別					
構造及び階数				構造					
建築面積 延床面積		m ² m ²		工事面積		m ²			
土地の形質の変更				物件の設置・たい積					
工種		盛土・切土・その他(舗装等)		名称					
概要				概要					
工事予定期				連絡者氏名 電話					
施行者受付欄		茨木市受付欄		文書番号 第 号		起案		年 月 日	
				保存年限 10年		決裁		年 月 日	
				公開 非公開(全部・一部) 条例第 条第 号該当		施行		年 月 日	
				公印 文書主任		部長 次長 課長			
						課長代理 係長 担当			
本件、次案により処理してよろしいか。 記 次の条件を付けて許可します。 (条件) 工事施工に際しては、土地区画整理事業施行者と十分協議すること。 次の理由により不許可とします。 (理由)									

※茨木市土地区画整理法施行細則別表に記載の図書を添付してください。

(太枠内を記入してください。)

土地区画整理法第76条の規定による許可申請書(副)			
年 月 日			
申請者 住所 氏名 様			
申請位置	(街区 画地)		
事業の名称		敷地面積	m ²
建築物	新築・増築・改築	工作物	新設・増設・改設
用途及び棟数		種別	
構造及び階数		構造	
建築面積 延床面積	m ² m ²	工事面積	m ²
土地の形質の変更		物件の設置・たい積	
工種	盛土・切土・その他(舗装等)	名称	
概要		概要	
工事予定期		連絡者氏名 電話	

茨木市指令審第 号

許可します。

この申請については、次のとおり

不許可とします。

(許可の条件・不許可の理由)

工事施工に際しては、土地区画整理事業施行者と十分協議すること。

(教示)

1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法第2条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に 大阪府知事 茨木市長 に対して審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告(茨木市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

年 月 日

茨木市長 印